

[事案 27-246] 損害賠償請求

・平成 28 年 5 月 13 日 裁定終了

※本事案は、[事案 27-73]にて裁定手続打切り後、同打切り原因が解消されたことを理由に、再申し立てのあった事案である。

<事案の概要>

契約の際、募集人から、絶対に損をさせない旨の説明を受けたことなどを理由に、少なくとも既払込保険料と受け取った解約返戻金との差額の支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和60年2月、定期保険特約付養老保険の契約時、募集人から、満期時には配当金を含めて約585万円を受け取ることができ、絶対に損はさせない保険であると説明された。

しかし、実際の受取金額は約239万円であったので、少なくとも、既払込保険料である約312万円を下回った分を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集時期は約30年前であり、募集人は当時の内容を記憶していないが、当時、募集人は通常、「満期時受取額が保険料総額を下回ることはない」との説明はしていない。
- (2)募集人が申立人に対して、絶対に損をさせない保険であると説明したという事実もない。
- (3)設計書にもパンフレットにも誤解を招くような記載はないうえ、配当金は変動することから、今後の支払いを約束するものではない旨の注意文言がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時およびその後の募集人の説明やフォロー内容について、保険会社の不適切な取扱いは認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。